

「孤独死・孤立死」の実態把握に関する中間論点整理

令和 5 年 12 月 19 日

「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループ

1 はじめに

「孤独死・孤立死」に関しては、東京都など一部の自治体において、自宅住居等で亡くなった方に関する統計が作成されていたり、民間において、これを基にした推計や独自の情報源に基づく統計が作成されていたりするものの、その定義や考え方はさまざまである。

こうした中、本ワーキンググループ（WG）において、「孤独死・孤立死」の実態把握のために必要な用語の定義や把握方法等について、「孤独死・孤立死」に関する研究事例、死亡に関する統計データ等を参考にしつつ、検討を行ってきた。

時間の制約もあり、論点も多岐にわたることから、細部についてまで十分な議論が行われたものではないが、これまでの議論を取りまとめ、今後の検討の方向性を示すものとして、以下のとおり中間論点整理を行うものである。

2 「孤独死・孤立死」に関する実態把握の必要性等

(1) これまでの経緯

文献¹によれば、高齢化社会に突入した 1970 年代になると「孤独死」という言葉が生まれ、初めて社会問題化し、1995 年～2000 年頃になると、阪神・淡路大震災により被災した人々の孤独死が多発したことで、メディアに再度注目され、2010 年からは「無縁死」という言葉も生まれたとされる。

また、「孤独死・孤立死」に関する近年の政府の主な取組としては、厚生労働省において、2007 年度に孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト」）を創設したほか、同省の補助金事業として、2010 年度に「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究（ニッセイ基礎研究所）」、2012 年度に「「孤立死」の実態把握のあり方に関する調査研究（野村総研）」等が実施されている。また、2022 年度には、内閣官房が開催した孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議において、同計画の改定に関する主な論点の一つの例示として「いわゆる「孤独死・孤立死」への対応を含め、今後必要と考えられる施策について」が盛り込まれ、議論がなされた。

(2) 実態把握の必要性

「孤独死・孤立死」に関連する動向として、我が国全体の死亡数は年々増加しており、近年では自宅の死亡割合が増加傾向にあることや、単独世帯数は 2020 年で 36%を占めており、単独世帯数は今後とも高い割合で推移していく²ことや、高齢化率は 2020 年で 28.6%となって

¹ 山崎久美子・逸見功（2017）「孤独死研究の動向と今後の課題」

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成 30 年推計）

おり、今後とも上昇傾向にある³ことなど、今後、「孤独死・孤立死」の増加が懸念されている。

「孤独死・孤立死」の実態を把握することは、関連諸施策の企画・立案等に資する基礎資料を得る上で重要であり、関連諸施策への国民の理解・協力を得るための周知・啓発活動への利用とともに、関連する学術研究の進展という観点からも重要と考えられる。

また、「孤独死・孤立死」の実態把握の意義・対策の必要性としては、次のような点が挙げられる。

- ・尊厳の問題～死後の発見が遅れ、腐敗した状態で発見されることに尊厳があると死といえるか。
- ・社会のあり方としての問題～一人で亡くなる方は、経済的に厳しい状況に陥っている、家族や友人とのつながりを失っているなどの傾向があり、個人の選択だけでは片づけられない。
- ・死因の究明の問題～発見が遅れ、死後経過時間が長くなることにより、死因が不明瞭な事例の増加につながる。
- ・死後手続の関係～引取者のいない死亡人については、相続人等の調査や死亡人の遺留品の保管、葬祭等の実施など、自治体における事務負担が増大し、その結果として故人の望まない形で手続きが進められてしまうこともある。
- ・社会経済的な負担の関係～遺体の処理、住居の清掃・修繕、火葬・埋葬、遺留金品の処理等、様々な社会経済的な負担を考慮する必要がある。

こうしたことから、今後、増加が懸念される「孤独死・孤立死」について、用語や定義を整理し、実態把握を進めていく必要がある。

3 「孤独死・孤立死」の用語について

これまで、一人で亡くなるような現象については、マスコミや研究者、行政など、その用語を用いる主体によって「孤独死」「孤立死」「無縁死」「独居死」など様々な表現が用いられてきたが、議論を進めていく上で、まずは用語の揺らぎを極力なくすることが必要である。ここでは特に、これまでマスコミや研究者、行政で用いられてきた「孤独死」と「孤立死」の用語について、整理を試みる。

前述のとおり、「孤独死」という用語については、1970年代という比較的古い時期から主にマスコミ等で使用され、広く人口に膾炙しているものと思われるが、「孤独」という内心の状態まで勘案した用語というより、「独」という文字自体が、「ひとり」を表す、人目を引きやすく分かりやすい表現として用いられてきたとの指摘もある。

一方で、厚生労働省では、「孤立死ゼロ・プロジェクト」のように、「孤立死」という用語を使用しているが、これは、地域から孤立した状態で高齢者が死亡する事例等が社会問題化したという認識から、そのような用語が使用されたものと推認される。

ここで、孤独・孤立対策における文脈において、「孤独」「孤立」という用語の整理を試みると、国会答弁においては、「一般に、孤独は主観的概念であり、独りぼっちとを感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがございます。他方、孤立は客

³ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指すものと考えております。」（第211回国会 衆・内閣委員会（令和5年4月19日）政府参考人答弁）とされ、同時に「ただし、孤独、孤立に関して、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独、孤立の感じ方や捉え方も人によって多様であると考えております。このため、孤独、孤立を一律の定義の下で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独、孤立双方を一体としてとらえ、当事者や家族等の状況等により、多様なアプローチや手法により対応することとしております。」（同）とされており、令和5年5月に成立した孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）では、「日常生活もしくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」を「孤独・孤立の状態」として、孤独と孤立を分けることなく、総合的な諸施策を推進することとしている。

こうした整理や孤独・孤立対策の重点計画、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（人々のつながりに関する基礎調査）との関係でみた場合、「孤独」という主観的概念を伴う死を把握すること、すなわち故人の死後において、生前のそのような主観的状况を遡って把握することは實際上困難であると考えられる一方、「孤立」という客観的概念を伴う死については、死後においても何らかの把握方法（推計を含む）を見出すことは可能と考えられることから、実態把握の対象としては、「孤立」からアプローチする「孤立死」が適当であると考えられる。

ただし、孤独・孤立対策における用語の整理においても、孤独と孤立は分けることなく諸施策を推進することとされていることや、「孤独死」という用語についてもマスコミ等を通じて一般に広く認知されていると考えられることから、「孤立死」を使うことを基本としつつ、「孤独死」という用語も排除するものではないことを注釈等で注記することが望ましいと考えられる。

以下「孤立死」という用語にて検討を進める。

4 孤立死の定義について

（1）概念的定義

孤立死については、これまで明確な定義がなく使用されており、定義がなされたとしても、行政機関・自治体ごと、あるいは研究者ごとに様々な定義（及び類語）が用いられるなど、統一的な定義がない状態にある。

例えば、代表的なものでも、大辞林（第三版）では「孤独死：だれにもみとられずに、死亡すること。特に、一人暮らしの高齢者が自室内で死亡し、死後しばらくしてから遺体が発見されるような場合についていう。」、広辞苑（第6版）では「孤独死：看取る人もなく一人きりで死ぬこと。」、内閣府高齢社会白書（2010）では「誰にも看取られることなく息を引き取り、その後相当期間放置されるような悲惨な「孤立死（孤独死）」」、厚生労働省（2008）では「人の尊厳を傷つけるような悲惨な「孤立死」（つまり、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死」）」、東京都立川市では「孤独死：死亡の際に一人であった（死亡時の看取りが無い）死亡、孤立死：死亡の際に一人であったことに加え、生前に周囲との十分な交流がなかった死亡」などの定義がある⁴。

⁴ 呉 獨立（2021）『「孤独死現象」の社会学』成文堂

なお、大辞林の第四版では、次のとおり「孤立死」が掲載されている。

孤立死に関する定義の検討に当たっては、このような定義を踏まえるとともに、統一的に定義することによって、施策の対象がかえって限定的になってしまう可能性にも留意しなければならないことから、概念としての定義（概念的定義）と統計的に把握するための定義（操作的定義）に分けて整理する必要がある。

概念的定義については、客観的な判断の難しい「悲惨な」といった表現を避けつつ、ある程度包括的に定めることとし、当面、最大公約数的に「誰にも看取られることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様」と仮置きした上で、これを把握するための操作的定義の議論を先行させ、操作的定義を踏まえた上で、改めて概念的定義についても振り返って検討するものとする。

（２）操作的定義

操作的定義は、現実的に測定できるデータから統計的に孤立死を把握するために重要なものであるが、他方で、「現実的な測定データ」を用いることから、把握された孤立死は、概念的定義と必ずしも完全に一致するものではない可能性がある点に注意が必要である。

ここで、上記のように多様な定義が存在する理由としては、①死亡場所（自宅内での死に限定するのか）、②世帯類型（一人暮らしの死に限定するのか）、③自殺の扱い（自殺を含めるのか）、④生前の状況（社会的関係の有無などの生前の状況を考慮するのか）、⑤看取りの有無（看取りがない死に限定するのか）、⑥年齢基準（高齢者の死に限定するのか）、⑦死後経過時間（死後経過時間に関する具体的な基準設定は可能であるのか）などについて、様々な見解があることが指摘されている⁵。

これらの論点から、本WGにおいて、現実的な測定データを考慮した操作的定義について議論したところ、次のような意見があった。

ア 「①死亡場所」及び「③自殺の扱い」

- ・孤立死は死因を問うているものではないので、自殺も含まれる方がよい。
- ・操作的定義における項目の絞り込みについては、ある程度幅広くとった方がよい。自殺の扱いで例えると、死後経過時間が長い事例では、自殺が疑われるものの不詳とせざるを得ない事例が散見される。絞り込んでしまうことで実態との乖離が出てくることもある。自殺に限らず、病死や様々な不慮の外因死を含めて広くとった方がよい。
- ・自殺を含めた場合、死亡場所や世帯類型も関連してくるのではないか。例えば、電車への身投げは孤立死か、あるいは家の中での自殺は孤立死なのか。
- ・死亡の背景に孤立があるものが孤立死ということであれば、自殺の多くは孤立死に該当するだろう。一方で、死後長期間放置されるということにフォーカスを当てると、電車への身投げは、背景に孤立があったとしても、すぐに発見されるため孤立死には当たらないことになる。その辺りは検討が必要だ。
- ・自宅一人暮らしの方の死亡で長期間発見が遅れるケースは、その後の死因調査などで困難をきたすことが多くなる。発見が早ければ救命できたかもしれない事例だった可能性もある。救命可能性や法的対応の観点からは、外での身投げや事故とは考え方が違ってく

孤立死：社会から孤立した状態で死亡すること。〔孤独死に替えて用いられることが多い〕

⁵ 呉 独立（2021）『「孤独死現象」の社会学』成文堂

る。

イ 「②世帯類型」

- ・過去に二人暮らしで立て続けに二人とも亡くなってしまった事例があったが、一人暮らしに限定するとこのような事例は孤立死に含まれなくなる。その一方で、そこまで広げるとデータを取るのが難しいところがある。
- ・複数世帯（同居者がいる世帯）の事例として、高齢夫婦が揃って亡くなっていた事例を取り扱った経験がある。今後、高齢化が進み、高齢夫婦世帯なども増えるので、検討が必要だと思う。
- ・複数世帯で死後経過時間（死亡から検案までの日数）が長い場合は、司法解剖となる事例、すなわち亡くなった方を放置したという、新聞等で報道される事例（事件性があるもの）が多くなる。
- ・今後どのようなデータにアクセスできるのかとセットで検討する。その過程で、世帯構成を絞らないとアクセスできないということになれば、まさに操作的定義の話である。

ウ 「④生前の状況」及び「⑤看取りの有無」

- ・生前の状況は把握することが難しい。看取りの有無も統計的に把握するというのは困難。孤立死という以上は、概念的には”何らかの孤立した状況の死”であるという形で定義するとして、操作的にはどのようにすればよいのか。特定できるデータはあるだろうか。
- ・死体検案の立場からは、事例によって様々で、生前の状況が分かることもあれば、全く分からないこともある。また、何をもって「社会から孤立している」と判断するかは、判然としない状況。看取りの有無についても、死亡時に誰がいたかを厳密に調べることも難しい。客観的、外形的な事実の属性から操作的な定義を求めることになるだろう。

エ 「⑥年齢基準」

- ・操作的に高齢者だけに限定することもあり得るが、高齢者だけに限定する積極的な理由はない。若者も含めたほうがよい。内閣官房で実施している孤独・孤立の実態把握に関する全国調査は若者も含めている。若者を対象としていくのは話の筋としては合っている。
- ・子供をどこまで含めるかは難しい面もあるが、把握する上では年齢基準はない方がよい。

オ 「⑦死後経過時間」

- ・運悪く孤立死という状況になってしまった場合は、おそらく死後経過時間である程度判断するしかないと思う。発見に1週間くらいかかってしまうケースと毎日の見守りを頼んでいて1日で発見されるケースのように経過時間で判断することになると思う。
- ・死後経過時間を特定の基準で操作的定義の中に設ける必要はない。逆に早期に見つかる事例とそうではない事例の違いを知る上でも、狭める必要はないと思う。統計をみると、多くの高齢者は数日以内に発見されている。
- ・死後経過時間が何を意味しているのかも考えておく必要がある。死後経過時間をそのまま死亡から発見までの日数というように読み替えることができるかどうかは、常に考える必要がある。
- ・警察による検視から医師による検案まで間が空く事例がある。死後経過時間2、3日のケースには、かかりつけ医に病歴を確認してから検案に回した事例が含まれる。

以上のような議論を踏まえ、現実的な測定データを考慮した本WGとしての操作的定義の基本的な考え方を次のとおり整理し、今後さらに検討を深めるものとする。

- 救命可能性などを勘案すると、死亡場所に屋外などは含めず、自宅を基本とする。
- 世帯類型は、複数世帯の事例数の多寡や事件性のある事例の紛れ込みなどの点もあるので、把握可能なデータを踏まえつつ、引き続き検討する。
- 孤立死は死因を問うものではないので、自殺は除外しない。
- 生前の状況や看取りの有無は孤立状態と密接に関連するため考慮すべきだが、統計的な把握は困難であるため、客観的、外形的な事実の属性から推認する。
- 対象を高齢者に限定する理由はなく、幅広い年齢層を対象とする。
- 死後経過時間の意味するデータに注意は必要であるが、生前の状況を推認するという観点からも重要。操作的定義において死後経過時間に何らかの基準を設けることの是非も含め、幅広く検討する。

5 孤立死の実態把握方法について

(1) 既存のデータや調査、統計による実態把握

上記4の操作的定義の基本的な考え方を踏まえた上で、既存のデータや調査、統計にどのようなものがあるかについて確認を行った。

確認した統計等は、厚生労働省「人口動態調査」、厚生労働省・警察庁「自殺の状況」、東京都監察医務院「東京都監察医務院で取り扱った自宅住居で亡くなった単身世帯の者の統計、統計データベース」、総務省「国勢調査」、総務省「社会生活基本調査」、内閣官房「人々のつながりに関する基礎調査」等である。

例えば、「死亡」等に関する全数調査である厚生労働省「人口動態調査」では、死亡日時、男女の別、死亡した人の夫又は妻の有無、死亡した場所、死因の種類等の項目があり、故人の生前の状況に関して、仕事の有無や配偶者の有無等は調査しているが、ポイントとなる死後経過時間についての項目はない。東京都監察医務院の統計では、死後経過時間がわかるものの、東京都特別区部のデータに限定されるなど、全ての要素を充足するものは認められなかった。

また、本WGで行った有識者からのヒアリングにおいて、死因究明によって得られる情報収集に関し、東京都特別区部で使用している調査票が多摩地域にも導入されていることの示唆とともに、死亡診断書や死体検案書のデータ化が必要であるとの指摘があった。

なお、必ずしも孤独死の全体状況を示すものではないが、厚生労働省・警察庁「自殺の状況」により孤独感を原因・動機とした自殺件数の推移を追ったり、令和4年版死因究明等推進白書（厚生労働省）に掲載されている都道府県警察における死体取扱状況により地域差を分析したりすることも有益であるとの指摘があった。

(2) 民間シンクタンクにおける推計による実態把握

上記4の操作的定義の基本的な考え方を満たす方法については、ニッセイ基礎研究所「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書」（2011年3月）（以下「ニッセイ報告書」という。）が参考になる。

ニッセイ報告書は、平成21年時点の「東京都特別区部における孤立死数」（東京都監察医務院「東京都23区における孤独死の実態」）及び厚生労働省「人口動態調査」を基に、全国各市町村も特別区部と同様の孤立死発生確率であるとの仮定の下、全国の65歳以上の孤立死数を推計したものである。

上記4の操作的定義の基本的な考え方との関係を見ると、年齢の制限はあるものの、死後経過時間について明確にし、統計的な把握の難しい看取りの有無や生前の孤立状態については、死後経過時間をもって代替変数としているところに特徴がある（自殺も排除していない。）。生前の孤立状況は「死後発見までに一定期間の経過」をもって判定しており、監察医務院のデータにある死後経過時間（死亡日から死体検案日までの経過日数）を基に2日以上、4日以上及び8日以上の3パターンに分けて孤立死発生確率の算出及び孤立死数の推計を行っている。

6 今後の検討の方向性

（1）既存データや新たなデータの利活用、統計の整備に向けた検討

孤立死の実態を把握することは、世の中におけるつながりの在り様を把握するためのデータの一つとなることを踏まえると、孤立死に関するデータや調査、統計は、社会の重要なインフラの一つであると考えられる。ただし、孤立死に関して新たな調査等を行うことについては、その調査事項や方法、報告者負担等について慎重な検討が求められるとともに、調査の実施から結果を得るまでに相当なコストと期間を要することを踏まえると、可能な限り、既存のデータをベースとした統計の利活用を検討していくことが現実的であると思われる。また、既存のデータ等を利活用することで、過去に遡って経年変化を見ることも可能となる。

また、より精緻なデータを得るための取組として、例えば、本WGで行った有識者からのヒアリングにおいて、東京都における死因究明体制として、特別区部で用いられている調査票が多摩地域にも導入されたことの示唆があったことや、死亡診断書や死体検案書のデータ化の必要性に関する意見があったことを踏まえ、新たなデータの拡充や調査票データの電子化など調査票利用の円滑化に向けた取組、統計の整備の在り方も含めた中長期的な課題についても検討を深めていく必要がある。

併せて、自殺統計など孤立死に関連する各種統計・指標についても、孤立死に関する実態把握の観点から、集約・分析を継続的に行っていく必要がある。

（2）推計の精緻化に向けた検討

ニッセイ報告書においては、東京都特別区部の孤立死発生確率を基に全国の数値を推計していることから、推計値が過大評価となっている可能性があることなど、いくつかの課題を挙げており、より精緻な推計に向けて、今後さらに検討を進める必要がある。例えば、特別区部は、全国に比べて自宅での死亡割合が高く、ニッセイ報告書における孤立死発生確率は、自宅死亡割合の性質も併せ持っている。地域別の孤立死数を推計する際、用いるデータの制約から自宅外も含む死亡データを用いたことで、自宅での死亡割合の低い地域では、過大に推計されているおそれがある。こうした点について、地域ごとの自宅での死亡者数を活用することにより、精度を高めることなどが考えられる。

さらに、ニッセイ報告書において65歳以上に限定されていた対象年齢を拡大し、最新のデータを用いることで、より実態に近い推計が可能となるものと考えられる。

上記のような観点から、孤立死数の推計の精緻化に向けた検討を深めていく必要がある。